

第1回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事次第

日時：2020年（令和2年）3月7日14：00～
場所：福山市役所6階60会議室

1 開 会

2 議 事

（1）状況報告

ア 広島県内での患者の発生について

イ 国内の感染状況，国の対応状況について

ウ 県の対応状況について

（2）本市の対応について

ア 当面の対応について

イ 今後の対応について

（3）その他

3 閉 会

第1回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)3月7日14:00～

場 所 福山市役所6階 60会議室

(中島副市長)
○

(市本部長)
○

(杉野副本部長)
○

保健福祉局長 ○

保健所長 ○

総務局長 ○

総務部参与
(危機管理(安心・安全)担当) ○

市民局長 ○

企画財政局長 ○

経済環境局長 ○

○ 市長公室長

○ 建設局長

○ 建設局参事

○ 教育次長

○ 上下水道局経営管理部長

○ 市民病院管理部長

○ 消防局長

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第1報）

令和2年3月6日（金）、広島市内の医療機関から、新型コロナウイルス感染症患者の発生の報告があった。

1 患者概要

- (1) 年代：30代
- (2) 性別：男性
- (3) 居住地：広島市
- (4) 主な症状：発熱、咳

2 行動、症状の経過等

- | | | |
|------------------------|-----------------------------------|----------|
| 2月上旬 | 発症（咳） | |
| 2月15日（土）、16日（日）、20日（木） | | A医療機関を受診 |
| 2月22日（土）、28日（金） | | B医療機関を受診 |
| 3月3日（火） | | C医療機関を受診 |
| 3月4日（水） | | B医療機関を受診 |
| 3月5日（木） | D医療機関を受診。新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、検体を採取 | |
| 3月6日（金） | 遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス陽性と判明 | |
| 3月7日（土） | 感染症指定医療機関に入院 | |

※本人からの申告によれば、発症前14日以内に渡航歴はない。また、発症後はマスクを着用していたとのこと。

3 今後の対応等

現在、同居家族や受診医療機関の従事者等の行動歴を確認するとともに、濃厚接触者あるいはその可能性のある者に対し患者との接触状況の把握などを含め積極的疫学調査を行っているところである。この調査結果をもとに、当該濃厚接触者に対する、健康観察（毎日の体温確認等）とともに、PCR検査を適切に実施することとしている。また、この調査により当該濃厚接触者との接触拡大が判明した場合には、速やかに感染拡大防止のために必要な情報を市民に広く提供することとしている。

市民の皆様には、こうした対応を行う間、引き続き、咳エチケットや手洗いの励行など感染予防対策にご協力をいただきたい。

■ 新型コロナウイルス感染症の国内事例（チャーター便、クルーズ船の患者を除く）
 ※2020年（令和2年）3月6日12時時点

全国	302名
北海道	82名
宮城県	1名
栃木県	2名
埼玉県	2名
千葉県	14名
東京都	50名
神奈川県	26名
新潟県	5名
石川県	4名
長野県	1名
岐阜県	2名
静岡県	1名
愛知県	51名
三重県	1名
滋賀県	1名
京都府	6名
大阪府	15名
兵庫県	3名
奈良県	1名
和歌山県	12名
山口県	1名
愛媛県	1名
高知県	7名
福岡県	3名
熊本県	5名
大分県	1名
宮崎県	1名
沖縄県	3名

■ 国・県の対応状況（下線：更新箇所）

（1）国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～3/5 第17回）
- 2月 3日 流行地域の変更（武漢市→湖北省）
- 2月12日 流行地域の変更（湖北省→湖北省・浙江省）
- 2月16日 第1回専門家会議（～2/29 第4回）
- 2月17日 「相談・受診の目安」公表
- 2月20日 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 流行地域の変更（湖北省・浙江省→中国湖北省・浙江省，韓国大邱広域市・慶尚北道清道郡）
- 2月26日 安倍内閣総理大臣による全国的なイベント等の中止等の対応要請
- 2月27日 安倍内閣総理大臣による小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請

（2）県の対応状況

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～3/7 第5回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月 4日 広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
- 3月 6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について

(2020年(令和2年)3月7日現在)

1 実施体制等

- 1月29日 福山市警戒本部設置 (本部長：保健部長)
- 1月30日 第1回警戒会議 (以降、毎週局長級会議で情報共有)
- 2月24日 福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部設置 (本部長：杉野副市长)
- 2月24日 第1回特別警戒本部会議
- 2月27日 第2回特別警戒本部会議
- 2月28日 第3回特別警戒本部会議
- 3月5日 第4回特別警戒本部会議
- 3月7日 福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置 (本部長：枝廣市長)
- 3月7日 第1回対策本部会議

2 市民啓発及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始め全ての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。

イ 感染予防のため、手洗いやうがい、マスク着用などの咳エチケットの徹底等自らができることを励行する。

- ・市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載 (1月17日～)
- ・各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
- ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
- ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮 (障がいがある方、外国人など)

3 相談・受診等

ア 相談窓口

- 1月29日 相談窓口の設置
- 2月12日 相談窓口を24h対応 (夜間休日はコールセンターが対応)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 24h

084-928-1350

イ 相談状況 1,043件 (1/29~3/5) , 検査実施状況 21件(陽性 0件)(1/30~3/5)

ウ 相談・受診の目安 (2020/2/17厚生労働省通知により見直し)

- 次のいずれかに該当する方は、相談窓口に相談
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方 (解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・ 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある方
- 次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には相談窓口に相談
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD 等) の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

エ 相談～受診等の流れ

- ① 相談・受診の目安に該当する方が相談
- ② 相談時に、詳細な聞き取りを行い、必要に応じて、医療機関への受診調整を行う。
- ③ 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。
 - ※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ④ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。
 - ※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

4 感染拡大防止に向けた対策

国内における感染拡大の状況を踏まえ、当面（県内未発生）の感染防止策を以下のとおり講じました。
市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) 市主催イベントの対応(2/24～) (2/24第1回特別警戒本部決定)

ア 個別のイベントごとに、感染防止対策を講じ実施する。

ただし、以下の場合には中止又は延期を検討する。

- ①不特定多数^{※①}で、効果的な感染防止対策[★]が困難^{※②}なもの
- ②高齢者や基礎疾患のある方が参加するもの
- ③妊婦の方が参加するもの
- ④開催時期の変更が可能なもの

※①多数とは

⇒リーデンローズ小ホールの席数を超える規模の人数等

※②効果的な感染防止対策が困難とは

⇒濃厚接触を避けることができないもの

★感染防止対策の具体

保健衛生上の対策	イベント運営上の対策
<ul style="list-style-type: none">・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど・会場へのアルコール消毒液等の設置・体調不良者の参加自粛のお願い・会場の換気 ・終了後の消毒	<ul style="list-style-type: none">・開催規模の制限（参加人数）・開催場所の見直し（屋内・外、換気の状態）・開催時間の短縮（同一空間での滞在時間）・プログラム内容の見直し（距離や接触）

イ 市主催イベントの対応について

- ・当面3月15日までのイベントについて中止等を決定。(2/27～) (2/27第2回特別警戒本部決定)
- ※中止等のイベントは、市ホームページを参照してください。
- ・3月15日～3月31日までのイベントについて中止等を決定。(3/5第4回特別警戒本部決定)

(1)ー2 イベント等について(市民のみなさまへ)

ア イベント等の中止に伴う公の施設の使用料の返還について(2/24～当面3/31) (3/5第4回特別警戒本部決定)

- ・「市主催イベントの対応について」を受け、イベント等を中止した場合の公の施設の使用料を全額返還
- ※2月24日から当面3月31日までの公の施設の使用について適用

イ お花見の宴会の自粛について (3/5第4回特別警戒本部決定)

福山城公園など、市内各所の桜の名所においては、お花見時期は混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等を控えていただくようお願いする。散策しながらお花見を楽しむ場合でも、咳エチケットの徹底等、感染拡大防止に協力をお願いする。

(2) 学校の対応

ア 卒業式・卒園式の対応 (2/27第2回特別警戒本部を経て市教委決定)

- ・感染拡大防止措置を講じ実施する。
- 参加者制限（原則、卒業生・保護者・教職員）、スペース確保、時間短縮等を行う。

イ 市立小中学校等の臨時休業(3/2～春休み) (2/28国の要請を受け特別警戒本部・市教委決定)

- ・国の要請を受け、市内全ての小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を臨時休業する。
- ・仕事などで対応が困難な家庭の子どもは、学校で受入れを行う。
- ・放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、放課後等デイサービスは通常利用とする。
- ・企業、事業所等へ、従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

(3) 公共施設の利用制限等(2/28～) (2/28第3回特別警戒本部決定)

- 当面3月15日までの公共施設利用について、次のとおり決定した。
- ・閉館するもの…老人福祉センター(5施設)、ふれあいプラザ(32施設)(重症化が懸念される高齢者への感染防止対策)
- ・利用制限するもの…図書館(予約貸出、返却のみとし滞在時間を制限)
- ・文化施設・体育施設は開館、利用はイベント内容で判断する

(4) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応(3/2～) (2/28第3回特別警戒本部決定)

- 窓口対応は引き続き行うが、継続相談や妊娠後期の相談については、来訪されなくても相談できるよう、対象者へ電話相談または訪問相談を実施する。

(5) 社会福祉施設等の対応(2/17～)

- 国通知に基づき、感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。
- ・利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底，体調不良者の利用制限及び医療等へのつなぎ (2/24)
 - ・従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底，体調不良者の従事制限 (2/24)
 - ・面会の制限／業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限 (2/24)
 - ・人員基準等について，必要に応じ柔軟な扱い (2/17)

(6) その他

- ・市民税・県民税・国民健康保険税の申告期限の延長（3/16までを4/16までに）（2/28第3回特別警戒本部決定）
- ・市の業務での会議・研修・出張等について，必要性を再検討し対応する。
- ・感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（3/5第4回特別警戒本部報告）

市主催イベントの対応について(案)

■広島県主催イベント等の取扱について(2020/2/26)

・この考え方は感染早期を想定したもので、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しを行うものとする。

・期間:2/26~3/31

区分	講演会, シンポジウム, 研修会, 各種イベント				
	全国(海外含む)から参集		県内全域から参集	参集者の居住地が限定的	
	屋内	屋外			
県内未発生(現状)	参集規模(参加者の追跡ができること)や、運営方法など下記の留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。		下記の留意事項に留意し、開催する場合は、イベントを実施する場合の必要な対策を十分に講じることを条件とし、これらの対策が実施できない場合は中止・延期の判断をする。		
県内発生	感染が限定的と認められる場合	関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。	参集規模(参加者の追跡ができること)、運営方法など留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。	関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。	当該地域周辺で発生した場合は、原則として※延期または中止する。
	市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合			原則として※延期または中止する。	

※ この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理する。

【留意事項(延期・中止判断の例示)】

- ・参集規模(大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合)
- ・開催場所(屋内で換気が十分にできない場合)
- ・開催期間(同一空間での滞在時間が長い場合)
- ・距離(近距離、対面、相互接触がある場合)
- ・参加者(高齢者や基礎疾患を有する者、障害者、子供などの参加がある場合)

○イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請(事前告知)
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数箇所を設置
- ・屋内イベントでの定期的な換気
- ・参加者等の相互接触や、対面での会話機会を減らすなど

■市主催イベントの対応について 2020/3/7改定(案)

区分	講演会, シンポジウム, 研修会, 各種イベント				
	市外から参加があるもの	広く市民を対象とするもの		特定地域の市民を対象とするもの	
		屋内	屋外	屋内	屋外
県内未発生	個別のイベントごとに、感染防止対策を講じ実施する。 ●ただし、以下の場合には中止又は延期を検討する。 ①不特定多数(※1)で、効果的な感染防止対策が困難(※2)なもの ②高齢者や基礎疾患のある方が参加するもの ③妊婦の方が参加するもの ④開催時期の変更が可能なもの ※1 多数…リーデンローズ小ホールを超えるもの等 ※2 効果的な感染防止策が困難…濃厚接触を避けることができないもの				【感染防止対策の具体】 ○保健衛生上の対策 ・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど ・会場へのアルコール消毒液等の設置 ・体調不良者の参加自棄のお願い ・会場の換気 ・終了後の消毒 ○イベント運営上の対策 ・開催規模の制限(参加人数) ・開催場所の見直し(屋内・外、換気の状態) ・開催時間の対策(同一空間での滞在期間) ・プログラム内容の見直し(距離や接触)
県内発生	本市(隣接市町を含む)未発生、かつ県内でまん延でない場合	原則、延期または中止		対象者が特定でき、 万全な感染防止対策が講じられる場合には実施可	
	本市(隣接市町を含む)で発生した場合、または県内でまん延している場合				

・原則、延期または中止の区分であっても、この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理する。(卒業式、入学式、資格試験等)

新型コロナウイルス感染症により中止又は延期するイベント（催し）等

2020年（令和2年）3月6日現在

開催日	イベント（催し）等の名称	場所	中止・延期等
3/18	伊勢丘こども園施設見学	伊勢丘こども園	中止
3/18	敬老行事学区説明会	大会議室	縮小
3/18	福山市土地改良区 総代会	エフピコR i M 9階スタジオA	中止
3/20	エフピコアリーナふくやまオープニングイベント	エフピコアリーナふくやまほか	更に縮小
3/21	ふれあい映画会	西部市民センター	中止

福山市所管施設の対応について

2020年(令和2年)3月7日

施設名	対応状況	一部閉鎖する場所, 変更内容等	休館等の期間
緑町公園屋内競技場	一部閉館	トレーニングルーム	当面3月 9日から 3月15日まで
福山市体育館	一部閉館	トレーニングルーム	
松永健康スポーツセンター	一部閉館	トレーニングルーム	
水上スポーツセンター	一部閉館	トレーニングルーム	
ふれ愛ランド	閉館		

福山市新型コロナウイルス感染症対策本部組織図

